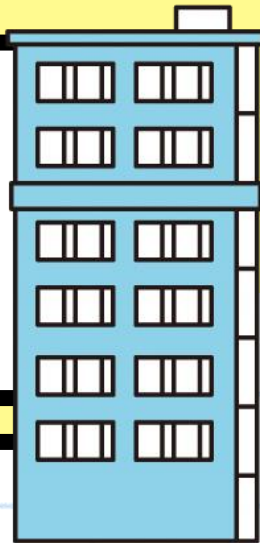




中央区 防災対策優良マンション 認定制度



制度の概要

マンションの防災力の向上や地域とのつながりを一層高めるため、防災組織の結成や防災マニュアルを作成するなどソフト面の防災対策を積極的に進めるマンションを「**中央区防災対策優良マンション**」として認定しています。

認定の対象

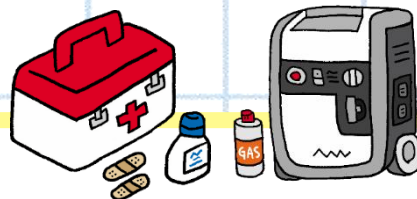
住宅の戸数が**10戸以上**のマンション
(専用部分の床面積が1戸あたり40㎡以上の住宅)
※分譲・賃貸・社宅等の種別は問いません。



認定のメリット

- ①認定マンションであることを区ホームページに公表することで、防災対策に積極的に取り組んでいるマンションであることをPRできます。
- ②防災資器材の支給(非常用階段避難車、発電機等)や、防災訓練経費の助成(年額上限5万円)、認定証(盾、シール)の交付を受けることができます。

※防災区民組織を結成しているマンションは、別の制度により運営費の助成や防災資器材の支給を行うため認定証のみ交付します。





防災対策優良マンションの

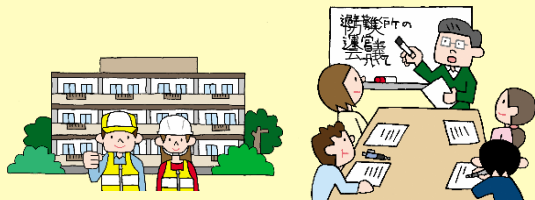
認定要件

次の1から4の認定要件の全てを満たすマンション

1

防災組織の設置

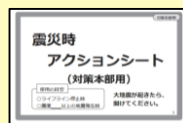
防災に関する会議を開催しており、居住者に対して、防災組織の活動を周知するとともに、水・食料などの備蓄や家具類転倒防止対策などの呼びかけを行っていること。



2

防災マニュアルの作成

災害時でも、居住者が自宅で継続して生活続けられるよう、各家庭での防災対策をはじめ、居住者が協力して行う安否確認や応急活動などの取り組みを記載した防災マニュアルを、防災組織が作成していること。



3

防災訓練の実施

原則として年1回以上防災訓練を実施していること。

《例》

- ・ 安否確認訓練
- ・ 初期消火訓練
- ・ 応急・救護訓練
- ・ 炊出し・配給訓練
- ・ 防災講習会の開催



4

地域との連携が図られている

災害時に地域の町会等と連携した防災活動が行えるよう、日頃からコミュニティ形成のため、活動していること。

- ・ 町会へ加入している。
(居住者の半数以上)
- ・ 管理組合の理事などが町会の役員になっている。
- ・ 地域の町会等と協力して防災訓練を実施している。
- ・ 地域のイベントの運営に参加している。
- ・ 日頃から集会室などの共有スペースを、地域の町会等に開放している。



【注意事項】

- ①マンション内に複数の防災組織がある場合は、調整の上、代表する防災組織が申請をしてください。
- ②認定を受けたマンションは、毎年1回、活動状況報告書の提出が必要になります。

※制度の詳細や申請の方法については、区のホームページをご覧ください。

申請受付
問い合わせ先

中央区総務部防災危機管理課

TEL : 03-3546-5288 FAX : 03-3546-5708

